港務所の職場からのレポート

うち続く差別合理化
視野をさらに広げ闘う

港務指導部　森　光　広

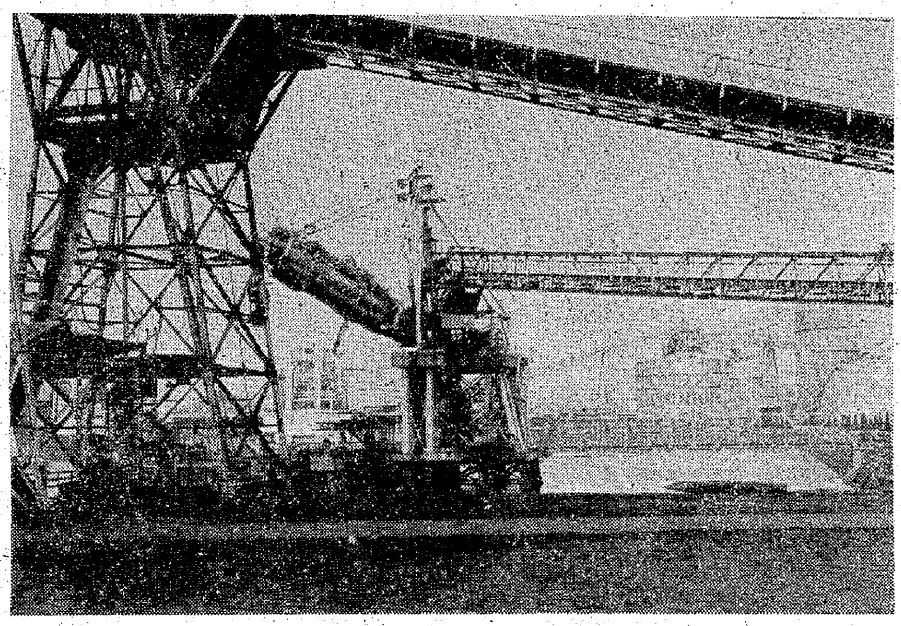

港務所は、現業部門の鉄道、施設、荷役、港湾の四課で四百三十三名。総務、経理、営業の三課が二十八名、計四百六十一名の労働者と、百十七名の職員が働いています。

機械運転係には、六十一名の労働者がいます。うち女子事務員さん一名、三池労組の仲間が九名います。その中の七名までが、三池闘争後強制的に配転された者です。

私たちの職場は、三川鉱の選炭機をへて、貯炭場へ向うベルトにともなった、石炭を貯炭をする機械、積み出す機械、船に積み込む機械などの運転と、三池港北側にそそり立つクレーンの運転です。

私たちの賃金は固定給ですので賃金差別はありませんが、低賃金ゆえに時間外にたよらざるをえなかったのです。だが方別スト後、会社側は三池労組員には時間外労働をさせない攻撃を加えてきました。

三池港務所の岸壁。日ごとにあわただしさを増してきた。

そのため多くの仲間が心なくも新労へと走り、また疲労する割には少い深夜手当さえも与えない攻撃をも加えてきました。三交替の職場でありながら、私は半年くらいしか三番方はしていません。今さら仕事がいそがしくなったからとかいって、人員不足のため三交替をしてくれとは、私たちにいえません。

常一番のようには家庭生活はうまくゆきませんが、健康と生活環境は守られています。

クレーンも一般雑貨の増加にともなって増設され、能率アップに利潤増をめざす会社は、労働者の休憩なし、機械の連続運転を強要してきました。だがこれに対して正当な理由のないかぎり『休憩なし』に応じませんでした。そのため三池労組員は、クレーンの運転には四十年ごろから配役しなくなり、クレーン関係のことがわからなくなりました反面、人間に危険度の高い、神経をすりへらす運転からははずされた形です。

私たちは、あまり生産に影響のない、船に石炭を積込む機械や、石炭をベルトに積む機械の運転に配役されています。そのため、仕事の上で新労組員の人たちと話したりする機会は少ない。とくに若い人たちがどんな考えなのか理解しにくくなっています。保安月間等で、職場を見なおしていくら改善要求をしても、かぎられた範囲の回答になってきます。

私たちはこれまで、炭鉱の中における坑外職場というところからだけで賃金、労働条件をみつめてきたが、今後は港の船に石炭を積み込む作業として、港湾労働者の立場から見つめ直したらどうか、と思っています。

四～五年前、全港湾の門司支部に調査に行きましたところが、その時港湾労働者の労働条件、福利厚生などビックリしました。あまりにも、三池港のそれが劣悪だったからです。

私の友人が、去年の全港湾労組の定期総会に参席した際、港務所（三池港）の賃金を話したところ全港湾では、「月額三十万円ですよ」といわれたとのことです。私賃金が四～五年前に調査にいったときが約二倍でしたから、四～五年の間に賃金の格差は開いているということになります。

私たちは、あまりにも炭鉱の中ばかりを見すぎていて、全体的な面からの視点に欠けていたことを反省しなければならないと思っています。今、港務指導部と全港湾門司支部とを結ぶ窓口は開いていますが、今年は改めて労働条件・労働者との連けいを深めたいものだと思っています。

電気税訴訟を提起させた力は何なのか？

三川指導部　芳　川　勝

自治体労働者の闘いに学ぶ

今日、大地評が中心となって『住みよい大牟田をつくる市民の会』がつくられ、大企業本位の市政から市民の市政にするため、市長交渉や請願行動をおこなっています。私たちもまた職場における反合理化闘争を中心に、もうすこし地域闘争を重視すべきだと思います。

私たちは、新港町入口道路で村上房尾さんが、三井関連企業のトラックにはねられ死亡した事故をとりあげ、請願行動をおこしています。道路の安全確保をさせるまで闘いますが、これで市は一千四百万円の予算を緊急に計上し、安全対策を進めつつあります。

私たちは、三井鉱山の福利厚生で保育所がけずられつつあることを知っていますが、市の保育所の問題や、社宅立退きの市の住宅問題への影響、水道の一元化問題、あるいは天領病院や保健所、市立病院の問題などヤマ積みしています。でも反三井の闘いがまだまだ企業と、そこに働く労働者だけの視点から闘われているようにしか見えません。

反三井の闘いとして市民を結集し、そして追いこんでいくために政府・自民党は、一貫してとり続けてきた大企業優先の諸政策を、地方自治体の行財政をも動員しながら遂行しています。それにもあきたらず、自らの失政の責任をおおいかくし、地方自治体の福祉予算の先取り、あるいは人件費に使い過ぎるなどの口実で、責任を市民や労働者に転嫁し、今年度は住民税を三倍にアップするといっています。このような状況のなかで、大牟田市（山田亀一市長・保守系）は昭和五十年四月、統一地方選挙のさなか、地方財政問題が全国的に論議されているなかで「特定大企業の電気税に対する非課税措置は、憲法違反である」と国を相手どって損害賠償請求訴訟を福岡地裁に提訴しました。現行地方税法そのものを違憲だとして提訴したのは、全国でもはじめてのケースだといいます。

本訴訟を提訴させるに至った直接的な闘いは、十数年来にわたる清掃改善闘争を中心とする自治運動を積上げていく中で、市民の反対をおし切り〝赤字再建団体〟の指定（三十八年）をうけ、五億円の赤字を口実に自治体の生命である自治権を放棄し、自治省の直接的な合理化攻撃がくるのに対し、反合理化を基調とした職場の闘い、賃金闘争だけでなく、地域住民の経済的要求をもとりあげ、真正面から反合理化の闘いをとり組み、実践していった市職労の闘いだったのでした。

ゴミ、し尿部門直営化の闘いは、地域住民との大衆的な懇談会を通し、市民の意見を市に反映させ、市長に直営化の方針を確認させるなど、全国でも数少い闘いを組んできたのです。地方自治を確立するため、し尿直営化闘争をはじめとして、清掃行政、公害被害者救済、福祉行政、地域保健医療行政、市立病院改善など具体的要求を組織化し、学者を参加させ、大牟田市の行政、財政上の問題点、国や県、それに企業との間の矛盾点などを具体的に明らかにし、市職労は政府・自民党のいう赤字財政の原因そのものとの闘いを、真正面からとり組み、その大衆的闘いが力となって保守市長を〝電気税非課税訴訟〟にふみ切らせたのだと思っています。

政府・自民党は人件費の削減、福祉行政の抑圧、諸使用料や手数料の引上げなどを強行しようとしていますが、市職労は清掃問題など住民対象にアンケートを行ない、住民サービスの切りすてに反対する市民の声をもとに闘っています。

私たち三池炭鉱に働く者として、職場闘争にあわせて、市職労の地域住民と結合した闘いにまなびながら共闘体制を確立し、反三井で市民を結集し、より闘いの輪を拡げていく必要のあることを痛感します。

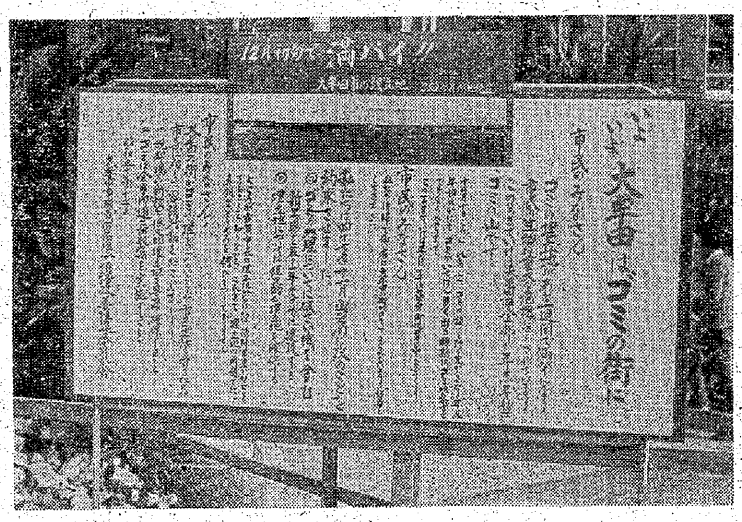

市職労の、市民へのアピール

最高裁に上告し争う

三川鉱鉱長室事件控訴審
原判決は破棄したが

去る十二月十八日、福岡高裁の平田勝雅裁判長は、三川鉱鉱長室事件控訴審で被告の沖克太郎・三川指導部長に対し、「原判決を破棄して罰金一万円」という判決をいい渡した。

この事件はもともと会社側の手ででっちあげられたもので、昭和四十九年八月二十六日福岡地裁が「懲役十カ月、執行猶予一年」の判決をいい渡したのを許されず、控訴して争ってきたもの。

高裁は、被告側の「訴訟手続上の法令違反」などの主張については認めなかったものの、「個人だけの責任とするのは酷だ、会社にも責任がある」として、この判決となった。

この事件はすでに最高裁への上告を完了。沖指導部長のあのときの行為の正当性をあくまでつらぬくため、組合は今後も争ってゆく。

会社、電気料
値上げを強行

組合は会社がかねて提案している社宅電気料金値上げに反対し、何度となく団交を重ねその撤回を求めてきたが、いよいよ会社はそれを強行しようとしている。

このことはだまって見過ごせるものではなく、今後は社宅営繕をはじめ、この際いま一度福利厚生問題全般にわたって見直し、そのなかから出てくるあらゆる要求と結合し、組合・新労組・下請労働者をうって一丸とした力でたたかいをもりあげてゆく。

なお、会社が譲らなかった値上げの最終内容は次の通りである。

㈠会社負担分＝夏期四五KW（現六〇KW）、冬期六〇KW（現七五KW）

㈡使用料金＝現一KWにつき七円四〇銭を一二〇KWまで一KWにつき八円六〇銭。一二〇KW―二〇〇KW一一円。二〇〇KW以上一二円。

おわび

三池退職協の高標竜生さんからほかに随想と詩が寄せられていますが、本号には掲載できませんでした。次号に紹介させていただきます。あしからず。

編集部